参考資料１

諮 問 第 １ ４ ４ 号
環保企発第 050214001 号
平成１７年２月１４日

中央環境審議会会長
鈴木　基之　殿

環境大臣
小池　百合子

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく
第一種特定化学物質の指定について（諮問）

標記について、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和４８年法律第１１７号）第４１条第１項第１号の規定に基づき、次のとおり諮問する。

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第２条第２項の政令の改正について、貴審議会の意見を求める。」

（諮問理由）

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律では、自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいものであって、継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれ又は高次捕食動物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質について、第一種特定化学物質として政令で定め、その製造、輸入、使用等の規制を課すこととしている。

ついては、２，２，２－トリクロロ－１，１－ビス（４－クロロフェニル）エタノール（別名：ジコホル又はケルセン）及びヘキサクロロブタ－１，３－ジエンの２物質を第一種特定化学物質として指定することについて、貴審議会の意見を求める。